

処 分 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名：インターネット端末利用営業の規制に関する条例
根 拠 条 項：第9条
処 分 の 概 要：インターネット端末利用営業者に対する営業の全部又は一部の停止
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「インターネット端末利用営業の規制に関する条例に基づく指示及び営業停止命令の基準」を参照
問 い 合 わ せ 先： 警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課対策係 電話 03 - 3581 - 4321（内線 7861-3034、3035）
備 考：

別紙

インターネット端末利用営業の規制に関する条例 に基づく指示及び営業停止命令の基準

(目的)

- 1 この基準は、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、インターネット端末利用営業の規制に関する条例（平成22年東京都条例第64号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づく指示及び第9条の規定に基づくインターネット端末利用営業の停止を命ずる場合における量定等の基準を定めることを目的とする。

(用語の意義)

- 2 この基準における行政処分の用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「指示処分」とは、条例第8条の規定に基づき、公安委員会が指示をすることをいう。
 - (2) 「営業停止命令」とは、条例第9条の規定に基づき、公安委員会が営業の停止を命ずることをいう。
 - (3) 「処分事由」とは、条例第8条に規定された指示及び第9条に規定された営業停止を行うべき事由をいう。

(指示処分と営業停止命令との関係)

- 3 「指示処分」は、営業者の自主的な条例の遵守の努力を促した上、違法状態の是正を図る制度であることから、第8条に該当するときは、原則として、指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に、営業停止命令を行うものとする。

ただし、条例第14条（第3項第1号を除く。）に規定する違反のうち、次の場合に該当するときは、指示処分を行わず、直ちに営業停止命令を行うことができる。

 - (1) 同種の条例違反に当たる悪質な条例違反を短期間に繰り返し、又は同種の条例違反について指導警告を行ったにもかかわらずその指導警告を無視するなど、指示処分によっては自主的に条例を遵守する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 指示処分の期間中に当該指示処分には違反していないが、当該指示処分に係る条例違反と同一の条例違反が行われたとき。
 - (3) 条例違反行為が行われ検挙して送致したとき。（立証可能であれば、事件送致の有無を問わない。）
- 4 営業停止命令を行う場合において条例違反事実の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

(指示の基準)

- 5 指示処分は、それぞれ処分事由ごとに別表1の「インターネット端末利用営業の規制に関する条例に基づく指示の基準及び内容」に基づき行うものとする。

(営業停止命令の量定基準)

- 6 営業停止命令は、それぞれ処分事由ごとに基準期間、長期、短期の量定を定めた別表2の「量定基準」に基づき、日数を定めて行うものとする。

(営業停止命令の併合等)

- 7 2以上の処分事由があり、同時に営業停止命令を行おうとするときの「基準期間」、「長期」及び「短期」の量定の定め方は、次のとおりとする。
 - (1) 「基準期間」の量定は、下記(2)において「長期」の量定の算出の基礎となった処分事由に定められた基準期間の1.5倍をその量定とする。
 - (2) 「長期」の量定は、2以上の処分事由のうち、量定の長期が最も長い期間に、その2分の1の日数を加えた期間をその量定とする。

ただし、その「長期」の量定は、それぞれの量定の長期を合計した期間を超えないものとする。

- (3) 「短期」の量定は、2以上の処分事由のうち、量定の短期が最も長い期間をその量定とする。
- 8 一つの行為で2以上の処分事由に該当するときの「基準期間」、「長期」及び「短期」の量定の定め方は、次のとおりとする。
- (1) 「基準期間」の量定は、下記(2)において「長期」の量定とされた処分事由に定められた基準期間をその量定とする。
- (2) 「長期」の量定は、2以上の処分事由のうち、量定の長期が最も長い期間をその量定とする。
- (3) 「短期」の量定は、2以上の処分事由のうち、量定の短期が最も長い期間をその量定とする。

(常習違反加重)

- 9 最近3年間に営業停止命令を受けた営業者に対し、営業停止命令を行うときの「基準期間」、「長期」及び「短期」の量定の定め方については、次のとおりとする。
- (1) 「基準期間」の量定は、当該営業停止命令に係る処分事由の量定について定められた基準期間の2倍の期間をその量定とする。
- (2) 「長期」及び「短期」の量定は、6から8に定める量定の長期及び短期に、最近3年間に営業停止命令を受けた回数に2倍を乗じた期間をその量定とする。

(営業停止命令の期間の決定)

- 10 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、原則として別表2の「量定基準」に定める「基準期間」(7、8又は9により修正した場合にはその「基準期間」による。)によることとし、次のような事由がある場合は、情状により「長期」又は「短期」の量定(7、8又は9により修正した場合にはその「長期」又は「短期」による。)の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

なお、加重又は軽減を行う場合には、原則として、基準期間の2分の1又は3分の1の期間の間で行うものとする。

- (1) 処分加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
- ア 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。
 - イ 指示処分中に、その処分事由と同一の処分事由に係る行為を行ったこと。
 - ウ 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
 - エ 従業員の大多数が処分事由に係る条例違反の行為に加担していること。
 - オ 処分事由に係る条例違反の行為に対する改悛の情が見られないこと。
 - カ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
 - キ その他、加重すべき事由があること。
- (2) 処分を軽減すべき事由とは、次のようなものである。
- ア 他人に強いられて処分事由に係る条例違反の行為を行ったこと。
 - イ 最近3年間に処分事由に係る条例違反の行為を行ったことがなく、改悛の情が著しいこと。
 - ウ 具体的な営業の改善措置を違反後自主的に行っていること。
 - エ その他、軽減すべき事由があること。

(処分の執行)

- 11 営業停止命令の執行は、処分決定日の翌日から起算して7日目から行うものとする。

附 則

この基準は、平成22年7月1日から実施する。

別表1

インターネット端末利用営業の規制に関する条例
に基づく指示の基準及び内容

1 指示の基準

ア 条例違反行為が行われた場合は、事業者の自主的な条例遵守の努力を促した上、違法状態の是正を図ることから、第8条に該当するときは、原則として、指示をするものとする。

イ 指示は、比例原則にのっとり行い、事業者に過大な負担を課さないものとする。

ウ 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。

エ 指示は、その理由、内容、不服申立てをすることができる旨等を記載した公安委員会名の文書で行うこと。

オ 指示は、1回の違反について1回行うものとする。

2 指示の内容

ア 違反状態が解消されていない場合は、当該違反を解消するため必要な指示をするものとする。

この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものである場合は、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態の解消方法を盛り込むものとする。

イ 違反状態が解消された場合には、将来において同種の違反が行われることを防止するための指示を行うものとする。

別表 2

量 定 基 準

番号	違反事項	罰条・罰則	関係条項	区分
1	指示処分違反		第8条	B
2	営業停止命令違反	第14条第1項 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	第9条	A
3	営業届出等義務違反	第14条第2項第1号 30万円以下の罰金	第3条第1項	C
4	変更届出等義務違反	第14条第2項第2号 30万円以下の罰金	第3条第2項	C
5	標章の破壊等禁止違反	第14条第3項第2号 20万円以下の罰金	第10条第4項	D
6	報告・資料提出の拒否等	第14条第3項第3号 20万円以下の罰金	第12条第1項	D
7	立入り等の拒否等	第14条第3項第3号 20万円以下の罰金	第12条第2項	D
<p>備考</p> <p>量定の内容は、次のとおりとする。</p> <p>A区分～<u>45</u>日以上、<u>180</u>日以下の営業停止命令。基準期間は<u>60</u>日。</p> <p>B区分～<u>20</u>日以上、<u>110</u>日以下の営業停止命令。基準期間は<u>30</u>日。</p> <p>C区分～<u>10</u>日以上、<u>45</u>日以下の営業停止命令。基準期間は<u>15</u>日。</p> <p>D区分～<u>5</u>日以上、<u>30</u>日以下の営業停止命令。基準期間は<u>10</u>日。</p>				